

議案第78号

長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

上記議案を提出します。

平成28年12月6日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第12号）の
一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

使用者は、別表第1に定める使用料を納めなければならない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

(1) 使用料

施設	区分	単位	金額
更衣室	町民	1時間	100円
	町民以外		210円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

(2) 艇庫艇置使用料

種別	区分	単位	金額
ペーロン舟	町民	1艇 1か月	5,400円
	町民以外		10,800円
ディンギー	町民		2,160円
	町民以外		4,320円
カヌー（30フィート未満）	町民		2,700円
	町民以外		5,400円
カヌー（30フィート以上）	町民	5,400円	
	町民以外	10,800円	

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。